

群馬県子どもの安全安心対策事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障害児通所支援事業所に通う子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るために行う事業に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号（以下、「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、群馬県内（中核市を除く。）に所在する障害児通所支援事業所を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象とならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- (9) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した法人
- (10) 規則第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない法人
- (11) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める法人

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業は令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される事業とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の申請書は、規則第11条の実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の交付申請額に消費税及び地方消費税を含めた場合には、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年

間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、本補助金の性質上、早期に実施することが望ましいため、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。なお、補助事業者は交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で着手するものとする。

(11) 別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金の協議等）

第6条 この補助金の交付を受けようとする団体は要望調査票を別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、提出された要望調査票の内容を検討し、補助対象となる団体を決定し、団体に対して内示するものとする。

3 内示を受けた団体は、別に定める期日までに交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（交付決定通知等）

第7条 規則第5条の交付決定通知書及び同第7条の交付額確定通知書は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号不交付決定通知書により通知する。

（交付の方法）

第8条 知事は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当

該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者から事業の変更、中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和5年度の事業に適用する。

別表（第3条関係）

1補助対象事業	2対象サービス	3補助対象経費	4基準額	5補助金の額
子ども安全安心対策事業実施要綱 （令和5年5月18日付けこ支障第7号こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する送迎用車両の改修支援事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	送迎用バスの改修等を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据付費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	1台あたり175千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額
実施要綱に基づき実施するICTを活用した子どもの見守り支援事業	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所	ICTを活用した子どもの見守り支援を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据付費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	1事業所あたり200千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
実施要綱に基づき実施する登降園管理システム支援事業	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所	登降園管理システムを導入するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据付費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	①端末購入を行わない場合1事業所あたり200千円 ②端末購入を行う場合1事業所あたり700千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）